

平成30年第4回教育委員会議事録

平成30年3月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成30年3月28日（水）午後2時00分～午後3時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 教育企画担当部長 白 石 高 士
教育人事企画課長
学 校 整 備 大 竹 直 樹 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
担 当 部 長 中央図書館長
庶 務 課 長 都 筑 公 嗣 学 務 課 長 正 田 智 枝 子
特 別 支 援 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則
教 育 課 長 学校整備課長 和 久 井 伸 男 学 校 整 備 渡 邊 秀 則
学 校 整 備 課 長 担 当 課 長
生 涯 学 習 本 橋 宏 己 濟美教育センター 平 崎 一 美
推 進 課 長 所 長
濟美教育センター 佐 藤 正 明 中央図書館次長 加 藤 貴 幸
就 学 前 教 育 担 当 課 長
副 参 事 倉 島 恭 一
(子どもの居場所づくり担当)

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 2 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第16号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程の一部改正
- 議案第32号 杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部改正
- 議案第33号 杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) 富士見丘小・中学校の一体的整備に向けた今後の進め方について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 平成30年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について

目次

(議案)

議案第16号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	6
議案第17号	杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則	6
議案第18号	杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則	6
議案第19号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則	6
議案第20号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	6
議案第21号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	9
議案第22号	杉並区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則	10
議案第23号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する	12
議案第24号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第25号	杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第26号	杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第27号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	15
議案第28号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	16
議案第29号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	16
議案第30号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	18
議案第31号	杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程の一部改正	18
議案第32号	杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する	

	る規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・	18
議案第33号	杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する 規則・・・・・・・・・・・・・・・・	27
議案第34号	杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について	20

(報告事項)

(1)	学校運営協議会委員の任命について	21
(2)	富士見丘小・中学校の一体的整備に向けた今後の進め方について	21
(3)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	24
(4)	平成30年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について	25

教育長 ただいまから平成30年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員とのご指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程でございますが、事前にご案内のとおり、議案19件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第33号につきましては、杉並区立子供園条例施行規則第19条の規定による区長からの意見聴取案件として区的意思形成過程上の案件となっております。

したがって、議案第33号につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、審議を非公開としたいと思っておりますが異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、行政系人事制度改正に伴うスタッフ型の主査の設置に係る規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第16号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第17号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第18号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第19号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第20号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」以上5議案を一括して上程いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案第16号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。特別区では行政系人事制度の改正を行いまして、職務、職責の明確を図る観点からこれまで同一の職務の級でありながら係長と指揮命令関係にあった係内主査を廃止いたしまして、課長の指揮命令を受け、係における専門的な事務等の処

理やラインの係長職の代理を行うスタッフ型の主査を新設することといたします。このことから、新たなスタッフ型の主査の設置のほか教育委員会事務局組織機構改正等に伴いまして規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表の1ページをご覧ください。第4条第7項の主査の職責を定める規定におきまして、「主査は上司の命を受ける」との規定を「課長又は担当課長の命を受ける」ものに改めるほか、主査が処理する事務を「専門的な事務等」に改めるものでございます。この改正に合わせまして、同じく第4条の参事、課長等の職責を定める規定におきましても「上司の命を受ける」との規定を「教育長、事務局次長又は担当部長の命を受ける」ものに改めるものでございます。

このほか、組織、法改正等に伴うものとしたしまして、第2条の事務局の組織の規定におきましては杉並第一小学校の改築計画が見直しとなったことから、学校整備課の担当係長を1人減らすほか第5条の学務課学事係の分掌事務の規定におきまして、学齢簿システムの入替えに係る事務を円滑に行う等のため分掌事務に加えるものでございます。

次に議案第17号「杉並区立社会教育センター処務規則の一部を改正する規則」についてご説明を申し上げます。議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。第5条におきまして、ただいま説明をいたしました議案第16号と同様に主査の職責を定めるほか、係長級の社会教育センター所長が指揮監督する職員から「主査を除くこと」としてございます。

次に議案第18号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。第4条におきまして議案第16号と同様に主査の職責を定めるほか、係長級の博物館の館長が指揮監督する職員から主査を除くこととしてございます。

次に議案第19号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。第5条におきまして議案第16号と同様に主査の職責を定めるほか、係長及び担当係長の職責を定める規定におきまして「上司の命を受ける」との規定を「所長又は担当課長の命を受け

る」ものに改めるものでございます。

最後に議案20号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議案の最後に添付をいたしました新旧対照表の2ページをご覧ください。これまでのご説明いたしました議案と同様に主査の職責を定めるほか、係長及び担当係長並びに地域図書館長の職責を定める規定におきまして「上司の命を受ける」との規定を「次長の命を受ける」ものに改めるものでございます。

続いて新旧対照表の1ページをご覧ください。第3条におきまして管理係が分掌する図書館の電子化の推進等の事務につきまして、図書館サービスの企画等を分掌する企画運営係において、また図書館資料の選定・保存を分掌する資料相談係において、それぞれ記載のとおり分掌事務を改めるものでございます。

施行期日でございますが、いずれの議案につきましても平成30年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらよろしくお願いたします。

教育長 この構造ですけど、よくいうところの法令等の文言が変わったから自動的に教育委員会の条例規則等も変わるということではなくて、職務を明確にすることによって職務遂行能力を高めていくとか、課題対応力を高めていくという職の職務内容を明らかにする、そういうことから変えると理解すればいいですか。

庶務課長 まさに職責をとるところで今いただいたように事務の効率化、職務の効率化もそうですし、その責任あるスタンスでしっかりと仕事を遂行していくというところに眼目を置いていると理解します。

それでは、ほかにご意見はよろしいでしょうか。それでは、ないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず議案第16号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第16号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に、議案第17号につきましては原案のとおり可決して異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第17号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に、議案第18号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第18号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第19号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第19号につきましては原案のとおり可決といたします。

このまとまりの最後になります、議案第20号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第20号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第6、議案第21号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは、説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして議案をご覧ください。平成31年度に全ての区立中学校への特別支援教室の設置を予定しているところでございます。この円滑な実施のため平成30年度はモデル実施することとし、拠点校となる予定の学校に特別支援教室支援教員を置くことといたします。このことから学校に置くことができる非常勤職員を定める別表第1、「学校の部」に特別支援教室支援教員を加えるものでございます。また、教育委員会に置くことができるものとしていた特別支援教育心理士につきまして、学校の部にも加えるものでございます。

続きまして、議案の最後に添付いたしました参考資料をご覧ください。昨年の特別区人事委員会の給与勧告を踏まえまして、別表第2に定める指導員等の報酬の額を平均で1.26%引き上げ、下線の額に定めるほか、

新たに置くこととした特別支援教室支援教員の報酬の額を定めるものでございます。附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではないようでしたら教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第21号につきましては原案のとおり可決して異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第21号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第7、議案第22号「杉並区青少年委員に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは、説明させていただきます。

議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。青少年委員は青少年教育の振興のため、家庭、地域、学校をつなぐパイプ役となり、地域の教育力向上の要となっており、小学校区を基本として委嘱しているところでございます。また、青少年委員の主な活動といたしましては、中学校区ごとに組織された地域教育連絡協議会の事務局等を担っているところでございます。この活動を円滑に実施するに当たりましては、中学校区を基準とした委員の定数にする必要があるため、23の中学校区に2人ずつとし済美養護学校の担当の1名を加えた47人以内に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらよろしく願いをいたします。

伊井委員 これまで、小学校単位でも考えていたものを中学校単位で2掛ける23校プラス養護学校ということですが、これまでの活動とかわるようなこととか、状況が変化するようなことはないのでしょうか。これまでどおりと考えてよろしいのでしょうか。

学校支援課長 特段、活動の内容は変わらないのですが、この間協議会等で現役の青少年委員さんからのご要望を踏まえて推進母体である育成委員会等また会長等にお諮りして、会合のしやすさという部分での今回の規則の改正ということでご提案させていただいたということでございます。

伊井委員 協議会の方も十分に審査した上でということ解釈してよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

事務局次長 今のご質問ですが、青少年委員の皆さんの活動の実態が、先ほど説明があったとおり中学校単位にシフトしてきている実態にあると。そういった中で青少年委員の方々からも実態に合わせた委員定数の考え方ということ議論したほうがいいのではないかとといった問題提起があったということです。したがって、特段今の活動に支障があるということはないということです。

教育長 青少年委員の方の活動が、大人が子どもの面倒を見るというその形から、近年はむしろ中学生を中心とした自主的な活動を支えていくという中身が変わってきているでしょう。つまり大人がわざわざ場所を用意して催し物や出し物を考えて、さあ皆さんいらっしゃいと面倒を見るという形ではなくて、時間をかけて中学生の自主的な発想とか、やりたいことをやるにはどうしたらいいかと教える苦労話を聞くたびに、やはり子どもたちが何かをやりたいということを支えていくという姿勢がよく見えるようになってきていると私は思っているのです。

そういう意味で委員の方々からすれば自分たちの選出母体がどこに根差しているかということを確認していくことの方が、活動を後から追認していくというふうに見えるかもしれないけれども、この間も委員さんの話し合いを聞いているときに、誰と誰がどこで何を担当するかというのがわかりやすくいいという話が聞こえてきましたね。つまりどの範囲を自分たちの範囲とするのかということが決まって、一緒にやる1つの中学校単位から2人ということになれば活動がしやすいし、今までやってきたことを発展させていくためにもいいのではないかという意見も聞いていますので、青少年委員が動きやすい受け皿として制度を整備していくということは必要かなと改めてこの間お話を伺っていて思いました。

庶務課長 ほかにご意見よろしいでしょうか。

それではないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第22号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第22号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第8、議案第23号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは、ご説明させていただきます。

幼稚園教育職員につきましては、満9歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子の看護のための休暇を設けているところでございます。この度、杉並区はワークライフバランスに配慮した勤務環境の整備を図るため、子の看護のための休暇を見直すことといたしました。このことに伴いまして、休暇の対象となる子どもの子の年齢を引き上げる等の必要があるため規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第29条の2の規定におきまして、子の看護のための休暇の対象となる年齢を満12歳に引き上げるほか、予防接種、健康診断等の疾病の予防を図る場合は、「小学校就学の始期に達するまでの子に限る」との規定を削るものでございます。

施行期日でございますが平成30年4月1日としてございます。なお、この議案につきましては条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見ございますでしょうか。よろしく申し上げます。

折井委員 新規則の方で下線を引いてあるところの前の行に「疾病の予防を図るために必要な」という、これは具体的にいうとどういうことでしょうか。

庶務課長 疾病の予防を広く捉えておりますけれども、健康診断もそうですし、予防接種ということになるかと思えます。

折井委員 例えば、インフルエンザが学校ではやっついて、学校がお休みになっていて、その際に予防にもなると思うのですけれども、そういう

ところも入るのですか。

庶務課長 学校が休校になっているときに予防接種をしに来るということでしょうか。

折井委員 予防接種は関係なくて。

庶務課長 休んでいること自身が予防になるという意味でしょうか。

折井委員 そういうことはここでは含んでいないのですね。

庶務課長 おっしゃるとおりで、含まれてございません。この規定は予防接種や健康診断を受けるという具体的な行動のために保護者が休暇を必要とするというところに対して制度を設けているということでございます。

折井委員 その年齢を上げましたということなのですね。わかりました。

庶務課長 よろしいでしょうか。それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第23号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第23号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、初任給基準表に定める調整号数の廃止に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第9、議案第24号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第25号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程をいたします。それでは、ご説明させていただきます。

初めに議案第24号、「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付をいたしました参考資料の新旧対照表をご覧ください。この規則の別表第2「初任給基準表」におきまして、初任給調整号数を定めておりまして、採用日以後の最初の昇給日における昇給の号数に初任給調整号数を加算し、また減じることにより初任給の調整する措置を取って行ってきたところでございます。

この度、特別区は行政系人事制度の改正の趣旨である職務、職責及び能力、業績を的確に反映した給与制度の一層の推進の観点等から初任給

調整号数を廃止することといたしました。このことに伴いまして、初任給基準表に定める調整号数の廃止に伴いまして所要の規定の整備を図るものでございます。

附則でございますが施行期日を平成30年4月1日とするほか、改正後の規則の適用関係を定めるものでございます。

続きまして、議案第25号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。ただいま、ご説明させていただきました議案第24号と同様に初任給基準表に定める調整号数の廃止に伴いまして所要の規定の整備を図るものでございます。附則につきましても同様に施行期日を平成30年4月1日とするほか、改正後の規定の適用関係を定めるものでございます。

なお、いずれの議案につきましても条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

教育長 これは難しいですね。給与の昇給の合理性等々を追及しているのだらうと思うのですがけれども、言われてみればそのとおりで、つまり最初の昇給のときに自動的に2号の加算ということはありませんよという、そういうことを整理したということですよ。

庶務課長 そのとおりでございます。ほかに何かご意見ございませんか。よろしいですか。

それではないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第24号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第24号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に議案第25号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第25号につきましては原

案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、杉並区学校教育職員の定義に指導教諭を加えることに伴う規定の整備として関連がありますので、日程第11、議案第26号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則」、日程第12、議案第27号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程いたします。それでは、ご説明をさせていただきます。

初めに議案第26号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。平成28年12月7日、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例が公布されまして、学校教育職員の定義に指導教諭を加える規定が本年4月1日施行するところでございます。また、学校教育職員の学歴免許等の資格におきまして法改正が行われたところでございます。これらのことから指導教諭を加える等の規定の整備を図るものでございます。

それでは改正の内容につきましてご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目の新旧対照表をご覧ください。職員の職務の給与を決定する場合に必要な資格を定めてございます。別表第1「級別資格基準表」におきまして指導教諭を加えるものでございます。

続きまして新旧対照表の2ページ及び3ページをご覧ください。学歴免許等の区分とその資格を定めてございます。別表の第2「学歴免許等資格区分表」の改正でございまして、独立行政法人大学評価学位授与機構法の一部改正等に伴いまして所要の規定の整備を図るものでございます。施行期日でございますが、別表第2の改正規定を除きまして平成30年4月1日としてございます。

続きまして、議案第27号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。ただいまご説明をいたしました議案第26号と同様に、学校教育職員の定義に指導教諭を加えたことに伴いまして、職務段階等に応じた期末手当の加算につきまして規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。第11条の規定におきまして期末手当の加算の対象職員に指導教諭を加えるものでございます。施行期日でございますが平

成30年4月1日としてございます。

なお、いずれの議案につきましても条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ており、また議案第26号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてもご意見等ございましたらお願いをいたします。

伊井委員 知らないがゆえの質問になってしまうかもしれないので恐縮なのですが、指導教諭という名称に関してはこれまでも伺っているところではございますが、今回のこの規定によりここに明確に位置づけされたという解釈でよろしいでしょうか。

教育人事企画課長 そのとおりでございます。新たに職としてできましたので、今まで明記がなかったものをしっかり公認したということです。

伊井委員 わかりました。ありがとうございます。

庶務課長 よろしいでしょうか。それではないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第26号につきましてもは原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第26号につきましてもは原案のとおり可決といたします。

次に議案第27号につきましてもは原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第27号につきましてもは原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして給与に関する条例の一部改正に伴う勤勉手当の支給割合の改正に係る規定の整備として関連がありますので、日程第13、議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第14、議案第29号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程をいたします。それでは、ご説明をさせていただきます。

初めに議案第28号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。昨年10月に特別区人事委員会は公民格差を解消するため勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げる旨の勧告を行いました。そこで、昨年12月に給与条例の一部を改正し、支給月数を0.1月引き上げ、平成30年度につきましては6月と12月に支給する勤勉手当に0.05月ずつ振り分けることといたしました。給与条例におきましては、勤勉手当の具体的な支給割合を規則で定めることとしていることから給与条例と同様に勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

次に議案第29号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明をいたします。議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。ただいまご説明をいたしました議案第28号と同様に勤勉手当の支給割合を改めるもののほか、杉並区学校教育職員の定義に指導教諭を加えたことに伴いまして職務段階等に応じた加算について所要の規定の整備を図るものでございます。

施行期日につきましては、いずれの議案も平成30年4月1日としてございます。

なお、いずれの議案につきましても条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づき杉並区長の同意を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見がございましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第28号につきましては、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第28号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に議案第29号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第29号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第15、議案第30号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程いたします。それではご説明いたします。

議案第16号などでご説明申し上げました行政系人事制度の改正による新たなスタッフ型の主査の設置に伴いまして規定の整備を図るものでございます。主な改正の内容でございますが、議案の最後に添付をいたしました新旧対照表をご覧ください。第3条第2項の規定におきましては、課長等が軽易又は定期的なものをあらかじめ処理の基準を示して意思決定させることができるものについて、規定の整備を図るものでございます。第4条第3項の規定におきましては、教育機関の長が出張や休暇等により不在の場合の事案の代決の取り扱いについて規定の整備を図るものでございます。

施行期日でございますが平成30年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いを申し上げます。よろしいでしょうか。

ないようですので教育長、議案の採決をお願いを申し上げます。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第30号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので議案第30号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、杉並区学校教育職員の定義に指導教諭を加えたことに伴う訓令の改正として関連がありますので、日程第16、議案第31号「杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程の一部改正」、日程第17、議案第32号「杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部改正」以上2議案を一括して上程をいたします。それでは、ご説明をさせていただきます。

初めに、議案第31号「杉並区学校教育職員の標準的な職に関する規程の一部改正」につきましてご説明を申し上げます。1枚おめくりいただきまして議案をご覧ください。この規程は地方公務員法に基づき標準的な職務に関し必要な事項を定めるものでございます。改正の内容でござ

いますが、学校教育職員の定義に指導教諭を加えたこと等に伴い規定の整備を図るものでございまして、職員の定義を改めるほか別表におきまして指導教諭の職制上の段階及び標準的な職を記載のとおり加えるものでございます。

続きまして、議案32号「杉並区学校教育職員の標準職務遂行能力に関する規程の一部改正」につきましてご説明を申し上げます。1枚おめくりいただきまして、議案をご覧ください。この規程は地方公務員法に基づく職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として、標準職務遂行能力を定めるものでございます。改正の内容でございますが、学校教育職員の定義に指導教諭を加えたこと等に伴い規定の整備を図るものでございまして、職員の定義を改めるほか職に応じた標準職務遂行能力を定める別表において東京都の教育職員と同じ内容を定めるものでございます。

別表1の部は副校長の標準職務遂行能力を定めるものでございます。働き方改革やライフワークバランスの推進をさらに促すため、東京都教育委員会がその内容を改定したことから同じ内容に改めるものでございます。議案をもう1枚おめくりいただいた左側のページ下の方をご覧ください。こちらは指導教諭の標準職務遂行能力を定めるものでございまして、学校教育職員に指導教諭を加えたことから東京都の教育職員と同じ内容を定めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの規程につきましても平成30年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明にご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。まず、議案第31号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第31号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に議案第32号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第32号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第19、議案第34号「杉並区教育委員会非常勤職員の報酬額について」を上程いたします。

それでは、ご説明をいたします。先ほど議案第21号でご説明をいたしましたものと同様に昨年の特別区人事委員会の給与勧告を踏まえて平成30年4月1日付で教育委員会の嘱託員、嘱託教員、補助教員及びパートタイマーの報酬額を平均で1.26%引き上げるほか、新たに置くこととしたパートタイマー「栄養士業務の補助業務」の報酬の額を定めるものでございます。なお、議案の最後に添付いたしました参考資料において、平成29年度の報酬額もあわせて記載いたしましたのでご参考にしていただければと思います。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いをいたします。

對馬委員 今、ご説明の中にあつた栄養士業務の補助業務というのはどのようなものなのでしょうか。

学務課長 今、区立学校は都費の栄養教育職員と区費の栄養嘱託員がおりますけれども、小中一貫校の場合に栄養士が1名の配置となっておりますので、そこに補助業務ということで今後採用するということが予定しております。その場合の給料ということ、パートタイマーの給料でございます。

對馬委員 補助業務という方も栄養士の有資格者ということでよろしいでしょうか。

学務課長 そのとおりでございます。

庶務課長 よろしいでしょうか。それでは、ないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第34号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第34号につきましては原案のとおり可決いたします。

それでは引き続き、報告事項の聴取を行いますので事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは「学校運営協議会委員の任命」についてのご報告をさせていただきます。杉並区学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員の任命について以下のとおり報告するものであります。

任命期間につきましては平成30年4月1日から平成32年3月31日まで。この4月1日スタートの新規設置校の八成小学校、それから高南中学校につきまして記載の名前の委員が新たに出てまいりましたので今般、任命についての追加のご報告でございます。

それから、2番目も平成30年4月1日任命の既存校の委員でございますけど、小中から11名の委員の方たちのご推薦をされましたので、記載のとおりのお名前の方を今回任命するということでございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただ今の説明に対してご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

教育長 この学校運営協議会の委員の方に大学生はいますか。

学校支援課長 残念ながら大学生はおりません。

教育長 わかりました。いるとおもしろいのですけどね。

庶務課長 ほかには何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項2番「富士見丘小・中学校の一体的整備に向けた今後の進め方について」学校整備担当課長からご説明をいたします。

学校整備担当課長 私から「富士見丘小・中学校の一体的整備に向けた今後の進め方」ということをご報告をさせていただきます。

本文をご説明申し上げます。富士見丘小・中学校の一体的整備につきましては、平成25年、26年に開催いたしました教育環境懇談会のまとめを受けまして、これまで中学校に隣接しておりました企業用地の取得、さらには都立高井戸公園用地活用に係る取組を進めてきたところでござ

います。こうした取組の経過を踏まえて、今後以下のとおり進めることといたしましたのでご報告申し上げます。

1番、「基本的な考え方」ということで3点示してございます。

1点目は、小学校を、先般取得した企業用地に移転改築して、都立高井戸公園の良好な環境を生かすということでございます。さらに狭あいな隣接中学校の校庭面積を拡大するなど、一体的な整備を通じて両校の教育環境の向上を図るということでございます。

2点目、一体的整備に当たりましては将来の児童生徒数の変化に柔軟かつ効果的に対応できるような施設とする。あわせまして、現在の中学校敷地と企業用地の間にある区道並びに下水道の取り扱い、さらには周辺道路の拡張整備などの課題への対応を行う。さらにはコスト面を含めた総合的な視点で改築基本計画を策定するというものでございます。

3点目です。こうした改築の基本計画の策定につきましては新たに設置する改築検討懇談会等の幅広い意見をお聞きしながら、保護者、学校関係者、地域住民との合意形成を図りながら検討を進めるというものでございます。

2番目が「今後の主な取組」でございます。これも3点に示してございます。来月でございますが、4月に改築検討懇談会を設置いたしまして、そこでご意見をお聞きしながら基本計画の策定に着手をいたします。

懇談会につきましては、次のページに参考資料として委員の構成の一覧を示しております。富士見丘小学校さらに富士見丘中学校の学校関係者もしくは保護者の代表の方たち。さらには中学校区に関係します高井戸小、高二小、久我山小の校長並びにPTAの代表。さらには町会、商店会、学童クラブ、学識経験者等、25名で構成する予定でございます。

もとの本文に戻っていただきまして、主な取組の2点目、懇談会での意見を踏まえまして平成30年中に目指す学校とさらには新校舎の配置、平面計画、周辺道路の環境の改善などを含めた基本計画案の作成をするという予定になってございます。

3点目、同計画に基づきまして平成31年以降設計事業者を選定して改築の基本設計等を実施する予定でございます。

3番目に今後のスケジュールとしてございます。先ほど申し上げたとおり4月から懇談会を設置、9月に一旦中間のまとめを行いまして、10月ないしは11月に両校の保護者、さらには地域の住民の方たちへの説明

会等も行って情報提供を図ってまいると。年内に基本計画の策定を行う、さらに1月以降に設計事業者の選定に適宜入る。そんな予定になっております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございましたらお願いをいたします。

伊井委員 新しい学校が建つということで大変期待が持てるなどと思って楽しみなどころではございますが、学校が移転したり変わったりとかいうときに、どうしても地域の方々との調和を図ることは子どもたちが柔軟に受け入れていただくためにも重きを置いていただきたいところだなと考えております。

このあたりの町会とかそれから商店会が新旧交代や会長の交代によって現存している町会とかが変わったり、町会が活動していない状態だとか、いろいろなことを周辺でお伺いしています。本当に真偽のところは私としても耳にただけなのではっきりしませんが、やはり新しい学校が建ったときに、やはりどこの方々と一番調和を図り、また協力を得たり、支えていただく必要があるのか。実際に学校が建ったときのことを想像していただきながら、いろいろな方々にご報告したり、ご意見を伺うような動きがあるといいのかなと思います。もちろんこの委員会の構成メンバーはこういうことになるとは思いますが、様々な方々の意見を集約していくのはすごく大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

学校整備担当課長 今、伊井委員からご指摘をいただいたのは多分、富士見丘町会かなと思うのですが、地元の今度移転する先の町会が富士見丘で、確かに今ちょっと休会中だということを知っておりまして、今回も地域課を通じてどなたか代表というお話をしたときに5月以降にまた再開に向けて今動きをしている最中なので、それ以降にどなたか代表の方が入っていただければ非常にありがたいということで進んでおりますので、何とかちょっと第1回目は4月の下旬なので、このときには残念ながら場合によってはちょっとおいでいただけないということはあるのですが、2回目以降はきちんと町会の方はどなたかと今、そんな形で調整は地域課と行っておりますのでよろしく願いいたします。

伊井委員 やはりいろいろなどころから今度通ってくるようになったとき

に、本当に地域の方々の受け入れ態勢の下にやはりスムーズな学校の開校が進むといいなと思っております、そのときにどうなのだろうと思っていたのでとてもほっとしました。よろしく願いいたします。

教育長 学校に対する期待は結構大きいですよ。上高井戸町会、今の富士見丘小学校は上高井戸町会のエリアに入るわけですがけれども、ご承知のようにこの間の高速道路開通、それから放射5号線、いろいろな環境が決して良好ではない状況の中で、今度、非常に良好な環境の中に移すことができるということに対する地元の方々の期待というのはすごく大きいものがあるというのは、いろいろな人に会うたびに声を聞くのですね。

そうはいってもあそこから学校がなくなると、今度はそれにかわる地域の結節点というかコミュニティの核になるものをどう結成していったらいいのかということもあるわけで、総合的なまちづくり、つまり富士見丘通りの狭隘な非常に危ない道路状況を少しでも改善したいという地域の方の願いもありますし、あまり道路を広げると、では学校の敷地が狭くなってしまわないかという声も出てくるだろうし、そうはいってもあの地域全体のことを考えて、どういうふうな学校づくりをしていったらいいのか。多分いろいろな意見を伺うことができると思うのですよ。

今、これまで聞いている限りでは広い環境をうまく使って地域のシンボルになるようないい学校をつくってほしいという、これは皆さん共通していることですので、是非こういう話合いの会の中で思いのたけを述べていただいて、それを具体的な形につくり上げていくのは後でそれぞれ役割が出てくるわけだけでも、是非、そんな取組をスタートしていただきたいと思います。

庶務課長 ほかにはご意見よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項2番につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは平成30年2月分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

2月分の合計ですが全体で25件でございます。定例、新規の内訳は定

例が23件、新規が2件となっております。共催・後援の内訳でございますが、共催が5件、後援が20件でございます。新規の2件でございますが、2ページをご覧ください。名義形態は後援で、団体名が「公益社団法人日本産業退職者協会」、事業名が「かがやきサロン杉並（第40回、第41回）」でございます。もう1件も名義形態は後援でございます。団体名が「現代奏造Tokyo」、事業名は「現代奏造Tokyo第3回定期演奏会」でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項4番「平成30年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私から、「平成30年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」ご報告いたします。

平成30年度の杉並区立学校及び子供園の教育課程届けにつきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に基づき、3月末までに教育委員会へ届け出を行うこととなっております。これまで2月の学校との相談日を経て3月に届け出の受け付けを行ったところです。学校及び子供園における学期及び休業日については杉並区立学校及び杉並区立子供園の管理運営に関する規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときには変更することが認められております。

初めに学期についてでございますが、平成30年度は全ての学校、子供園において3学期制として実施いたします。

次に休業日の変更についてでございますが、休業日を変更するのは子供園6園、小学校38校、中学校19校、特別支援学校1校でございます。内容については記載のとおりでございます。変更する主な理由といたしましては、子どもたちの活動の時間を持つため、地域の行事等へ参加するためなどが挙げられております。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 不勉強なのかもしれないのですがけれども、子供園は区内に6園ありますよね。全部の園が春季休業の終わりと夏休みと冬休みの、全部の園が変更届を出しているというのは、もとの基準を変更しなくて、もとの基準があったままで全部の園が変更しているのはどういうことなのかお伺いしてもいいですか。

就学前教育担当課長 子供園の管理運営規則では、1にありますように各休業日はこのように定められておまして、1学期、2学期、3学期となっているのですがけれども、子供園ではやはり長時間保育と短時間保育と様々ございまして、長時間保育につきましては今年の4月2日から始まっているのですね。子供園の短時間保育と長時間保育のバランスであったりだとか、あと子供園独自の活動、行事等のことも考えてこのような6園がそれぞれこういったことで教育課程を編成したということになっております。

對馬委員 わかりました。ありがとうございます。規則だからそこを変えるほどではなくて、今年度こうするという対応を全部の園が取ったということですね。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に事務方、何か連絡事項がありましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の定例会の日程でございますが、4月11日水曜日午後2時からを予定してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第18、議案第33号「杉並区立子供園条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。それでは、ご説明をさせていただきます。

昨年12月に杉並区立子供園条例の一部を改正いたしまして、保育料算定の基準となる区民税額に応じた世帯の階層区分の見直しを行うとともに、保育料の引き上げを行ったところでございます。このことに伴いまして、低所得のひとり親世帯等にかかる保育料の軽減措置を改める等の必要があるため規則を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、議案を2枚おめくりいただいた新旧対照表の2ページをご覧ください。第12条の3に規定する低所得のひとり親世帯を含む要保護世帯等に係る保育料につきましては、住民税が非課税の世帯の長時間保育の保育料を無料とするほか、住民税の所得割課税額が1万1,100円以上7万7,100円以下の世帯の長時間保育の保育料の額を3,300円とする軽減措置を設けるものでございます。

第12条4に規定する多子世帯に係る保育料につきましては、長時間保育を受けている園児の属する世帯の市町村民税の所得割課税額が7万7,100円以下であるときは第2子に係る保育料を半額に、第3子に係る保育料を無料とする軽減措置の対象とするほか、住民税が非課税の世帯の第2子に係る長時間保育の保育料を無料とするものでございます。

次に新旧対照表の2ページをご覧ください。第16条に規定する保育料の減免につきましては、園児の属する世帯が里親世帯等であるときは保育料の免除を行うこと等を定めるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日は平成30年4月1日とするほか、改正後の規定の適用関係を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、ないようですので教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第33号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第33号につきましては、原案のとおりと可決といたします。

以上で本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。